

通常工事における工事書類簡略化及び工事成績評定の選択制の取扱い（試行）

令和5年3月31日

農地整備課

1 目的

近年多発化、激甚化する自然災害への対応や、国土強靱化のためのインフラ整備や維持・管理に対する社会的要請が高まっており、各種事業の速やかな執行が求められているが、建設産業においては従事者の減少及び高齢化が進んでおり、受発注者ともに今後一層の業務の効率化、生産性の向上が求められている。

これらの状況を踏まえ、建設部で適用している工事書類簡略化及び工事成績評定の選択制について、農政部においても適用し、効率的に工事を行うこととする。

2 対象工事

設計額が3,000万円未満の建設工事（総合評価落札方式を除く）

3 工事書類簡略化及び工事成績評定の選択制の取扱い

(1) 受注者は、工事書類の簡略化を行うかについて選択できることとする。また、書類を簡略化した場合は、工事成績評定は行わないこととする。

(2) 工事書類の簡略化における提出、報告及び提示書類は、「工事関係書類一覧表（農政部版）簡略化試行に適用」*によることとする。

(3) 上記(1)において、工事成績評定を行わないことを選択した場合でも、発注機関が粗雑工事等*と判断した場合は、受注者の意向にかかわらず実施するものとする。

※①20 建政技第82号「工事（委託業務）の適正な執行について」における（別紙）に記載の不適合事例

②工事成績評定の考査項目別運用表に照らして、マイナス評価項目が1つでもある工事

(4) 提示が必要な書類は、受注者が工事完了年度を含めて5年間保管するものとする。

4 工事検査の取扱い

長野県建設工事検査要綱による（契約額800万円以上の工事は会計局が行う）。

5 特別仕様書への明示

第29章 通常工事における工事書類簡略化及び工事成績評定の選択制の取扱い

本工事は、工事書類の簡略化及び工事成績評定を行わないことを選択できるため、受注後、工事着手前に監督員と協議しなければならない。

工事書類を簡略化した場合は、工事成績評定は実施しない。ただし、発注者が粗雑工事等と判断した場合は、受注者の意向にかかわらず実施する。

6 適用年月日

・当面は、令和5年4月1日以降、令和6年3月31日までに契約する工事に適用する。それ以降の取扱いについては、本試行の実施状況を踏まえて検討する。